

# 住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

    { 特定認定長期優良住宅以外

        (a) 新築されたもの

        (b) 建築後使用されたことのないもの

    } 特定認定長期優良住宅

    (c) 新築されたもの

    (d) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

の規定に基づき、下記の家屋 (平成 年 月 日) { (ハ) 新築 } がこの規定に  
{ (ニ) 取得 } 該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家屋番号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買                      (2) 競落

浜都建第 号

浜松市長 鈴木康友